



# 介護リスクマネジメントNEWS

## 介護中に起きた事故により、入居者のADLが悪化したとして訴えられた事案 有料老人ホームの運営法人が約98万円の損害賠償請求を命じられた。

### ご利用者Aさんの状況

- Aさんは、T9年生まれの女性。H21年11月27日、要介護2の認定を受けていた。
- Aさんは、H22年胸椎圧迫骨折の傷害を負った。また、H23年6月には、再度圧迫骨折をし、リハビリ目的で入院した。さらに、その後も疼痛があるため、鎮痛剤による経過観察を受けていた。
- Aさんは、H23年8月9日、介護付き有料老人ホームX（以下、Xホーム）に入居し、Xホームが提供する介護その他の生活支援サービスを受ける契約を締結した。なお、Xホームでは、利用者に十分な介護を提供するため、介護保険給付基準を上回る職員体制（要支援者及び要介護者2名に対して常勤換算で1名以上の職員体制）を採用しているとして、基準を上回る人員体制分の料金として算出した介護費用を「上乗せ介護費用」として徴収している。「上乗せ介護費用」は、要介護認定の結果に応じて月額が定まり、要介護3の場合は月額11万7600円、要介護4の場合は月額15万9150円である。
- H23年11月21日、Aさんは要介護3の認定を受けた。
- Aさんは、H25年6月に房室ブロックと診断され、H26年5月には完全に房室がブロックされている旨の指摘を受け、H26年8月に心臓ペースメーカー挿入の手術を受けた。
- Aさんは、H29年9月、大腸憩室出血のため入院した。
- H29年11月22日、Aさんは要介護4の認定を受けた。H30年1月にも要介護4の認定を受けたが、Aさんの不服申立てによりH30年2月1日に要介護3の認定を受けた。
- 少なくともH23年11月以前より、Aさんは骨粗鬆症を患っていた。

### 事故前後の状況

- Aさんは、H30年10月頃、Xホームにおいて、体調の良いときは離床してアクティビティやイベントに参加し、一方で疲れていることを理由に参加しないこともあった。
- H30年10月29日、Xホームの職員は、Aさんが車椅子からトイレ便座へと移乗する介助を行った。職員はAさんが浅座りになったため、再度Aさんを立ち上げようとした。その際、Aさんの体を支え切ることができず、Aさんの右足をひねらせ、負傷させる事故を起こした。（以下、事故①）
- Aさんは、同日中にY病院に搬送され、右大腿骨転子下骨折と診断され、そのまま緊急手術を受け入院した。
- Aさんは、2週間後のH30年11月13日、Y病院を退院した。Y病院の担当医師が作成した診断書には、退院時のAさんの状態について「術後は元のADLと同程度に回復」との記載がある。
- Aさんは、H30年12月6日、要介護認定調査を受けた。その結果、Aさんの要介護度は3から4へ上昇した。
- Aさんは、H30年12月19日から10日間、下血のためZ病院に入院した。
- Xホームの職員2名は、H31年1月2日、Aさんを車いすからベッドへ移乗させ、靴を脱がそうとした際、両名同時にAさんから手を離れたため、身体が傾き、後頭部をベッドの壁側サイドレールに当たる事故を起こした。（以下、事故②）
- Aさんは、H31年1月11日、要介護調査に基づき、要介護4に認定を受けた。
- Aさんは、H31年2月9日から15日まで、誤嚥性肺炎のためZ病院に入院。
- Aさんは、R元年8月23日から9月4日まで、食道異物誤飲肺炎の疑いのためY病院に入院。
- R元年11月21日、Aさんは、Z病院に救急搬送され、翌22日に死亡した。

### 主な争点

- 事故により要介護度が上昇したことによる損害賠償の要否

## 争点に対するAさん家族の主張

- Xホームは、高額の上乗せ介護費用を徴収しているにもかかわらず、職員の初歩的なミス及び管理体制の誤りのために事故①、事故②を引き起こした。
- Xホームの職員は介護の専門家として、事故を十分に予想できたにもかかわらず事故を発生させており、事故①の後にもAさんが骨折を起こしていることへの配慮を十分に行わず事故②を起こし、Aさんを寝たきり老人にさせた。
- AさんがY病院を退院した直後、要介護度調査が行われ、要介護度上昇に至った。Aさんが、事故①の後、日常生活動作を低下させ、生きる希望を失ったことなどを考えれば、事故①と要介護度上昇との間の因果関係は明らかである。したがって、要介護度上昇によって生じた費用は本事故①と因果関係がある損害である。
- Xホームは、Aさん家族との間で十分な協議もないまま、要介護度上昇によって生じる諸費用の差額を一方向的に徴収し、治療費の支払や示談に応じようとせず、不誠実な対応に終始しているのであるから、慰謝料が800万円を下まわることはない。

## 争点に対する事業者の主張

- 上乗せ介護費用は、人員配置が法令に定める基準を満たすことによって徴収し得ることとなるものにすぎず、Xホームの安全配慮義務の程度を高めるものではない。
- 事故①が、Aさんの要介護度上昇に与えた影響について客観的な立証はなく、またAさんは、事故①以前にも一度、要介護度4と認定されたが、不服申し立てによって要介護3と認定し直されたことがある。よって、事故①と要介護度上昇との間に因果関係は認められない。
- Aさんは、以前より日常生活に職員の介助を必要とし、年齢相応の認知能力の低下などがみられた。
- Xホームは、事故①と事故②の後、繰り返し書面による説明や面談を行い、入院治療費用の支払いを提案するなど誠実に対応していた。

## 判例の概要

### 『事故とADLの悪化に因果関係は認められないが、事故による入院治療費等の賠償責任は認める』

- 上乗せ介護費用は、Xホームが介護保険給付基準を上回る職員体制を採用していることから徴収しているものであって、これを徴収していたことから、直ちに、事故①、事故②に関してXホームの義務違反が甚だしいなどということはできない。
- 事故①後の要介護度調査の結果は、H30年1月17日の要介護度調査の結果と比べて悪化した項目は、「座位保持」などわずかなものにとどまっており、Aさんの移動や排泄に関連する生活機能をはじめ、ADLには著変はなかったことがうかがわれる。また、Aさんは、既にH29年11月にも一旦は要介護4の判定を受けており、不服申し立てによって要介護3の認定となったことからすれば、そもそも、事故①以前より、要介護4と認定されることもあり得る身体状態であった可能性が否定できない。したがって、Aさん家族が要介護度上昇に起因する損害として主張する費目については、事故①と因果関係のある損害と認めることはできない。
- 本事故①によってAさんが負った傷害の内容及び程度によって被った精神的損害に対する慰謝料は、70万円と認めるのが相当である。事故①、事故②はXホームの職員がプランを遵守していなかったこと、職員への指導が十分でなかったことが原因であることは否めないが、故意または重過失によって引き起こされたとは認められず、Aさん家族が主張する慰謝料の額が妥当とはいえない。その他、Y病院への入院費、入院中の雑費、交通費等は事故①との因果関係のある損害と認める。
- Aさん家族は、Xホームが、事故①発生後、不誠実な対応に終始していると主張する。しかし、Xホームは、Aさん家族に対し、詳細な説明文書を交付し、Aさん家族の要望を一定の範囲で聞き入れてこれを改訂する、Aさん家族と繰り返し協議するなどしており、このようなXホームの態度が特別に不誠実であるとは認められない。

## 皆さんで考えてみましょう！

Q. 事前の事故予防の観点から、事業所では何ができたでしょうか？

### <情報提供元>

東京海上日動ベターライフサービス株式会社  
ソリューション事業部

◆許可なく、転送・転載・複写はご遠慮願います。

介護中に起きた事故により、入居者のADLが悪化したとして訴えられた事案  
有料老人ホームの運営法人が約98万円の損害賠償請求を命じられた。

## この事例から学べること

### <トラブル予防の観点から、何ができたでしょうか>

#### ■危険予測と対策

○ケアプランに基づいた、Aさんの介護の方針、手順、注意事項等について、職員間で共有できていたか。また、それをふまえて、その時々Aさんの心身の状況に合わせた介護ができていたか。

○日々の記録は、第三者が読んでも理解できる内容で根拠立てて記載できていたか。

#### ■事故後の対応

○事故のプロセスの記録や再現写真なども利用しながら、事故の要因分析や同様の事故が起きないための対策が検討できたか。

○事故後にご家族と話し合う際には、事業所としての対応の方針をあらかじめ決めた上で交渉の場に立っていたか。

#### ■ご家族とのコミュニケーション

○認定結果に関する不服申し立てや区分変更については、Aさんの状態を常に見ている事業者として、家族に正しくタイムリーな情報を提供できていたか。

○Aさんの要介護度が上がることで、ご家族の精神的負担感、金銭的負担感が増す可能性がある点などご家族の気持ちを念頭に丁寧に説明ができていたか。

○Aさんは入居7年目（事故当時）の方であり、本来であれば、ご家族の傾向もふまえて、リスクの最小化を図れていたはずではなかったか。

### <情報提供元>

東京海上日動ベターライフサービス株式会社  
ソリューション事業部